

車椅子を2台まで乗せられます

福祉カーを更新

市では、市内に住所のある心身障がい者（児）または高齢者と、その家族に対し、車椅子対応車両を貸し出す「福祉カー貸付事業」を実施しています。

前車両の老朽化に伴い車両を更新し、車椅子を2台まで乗せられるようになりました。また、運転席と後部座席との間に飛沫防止シートを設置しています。

※運転手の手配は不可。

貸出期間

1回に付き3日まで

貸出費用

無料

※消費した燃料相当分を給油して返還してください。

利用申請

利用に当たっては、事前に福祉課（市役所1階）まで貸し出し状況を確認の上、申請書を同課または野栄総合支所へ提出してください。



車椅子の乗車



車両の外観



市ホームページはここ

※申請書は福祉課および野栄総合支所に備え付けの他、市ホームページからも取得可。申請には、運転者の運転免許証の写しと押印または自署が必要。

申問福祉課障害福祉班

☎73・0096

希望する医療やケアを受けられるように

家族や友人と人生会議しませんか



私たちはいつか人生の最期を迎えます。そのときにどのような医療やケアを受けたいのか、家族や友人と話し合っておきましょう。

こうした話し合いで自分の考えを家族や友人などと共有することを「人生会議」と言います。人生会議では、次の三つを行いましょ。

①「自分の思いを代弁してくれるのは誰か」「どこで過ごしたいか」「どこまでの医療を受けたいか」などを自分で考えてみましょう。

②家族や友人など、自分の思いを代弁してくれる人と話し合いましょ。思いや考えは時間とともに変わるものなので、何度考え直しても構いません。

③いつ、誰と、どんなことを話し合ったかを書き留めておきましょう。話し合いの結果よりも話し合う過程が大切です。

なお、人生会議の参考となる冊子を高齢者支援課（市役所1階）で無料配布しています。

※人生会議は本人が自主的に取り組むもので、家族や友人から無理に勧めてはいけません。

☒ 高齢者支援課地域包括支援センター

☎73-0033

新型コロナワクチン情報

3回目接種を開始

市では、新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）を開始します。

個別接種：2月3日（木）から市内協力医療機関で実施

集団接種：2月8日（火）から市民ふれあいセンターで実施

※1・2回目接種したワクチンの種類にかかわらず、個別接種ではファイザー社製、集団接種ではモデルナ社製のワクチンを使用。

社製のワクチンを使用。



予約専用サイトはこちら

接種券が届いたら予約を

令和3年8月18日までに

2回目の接種が完了した

対象者には、接種券（一体型予診票）を発送しました。

それ以降に完了した人には順次発送予定です。

なお、65歳以上の高齢者は、2回目接種完了から7

か月以上経過していれば3

回目接種を受けることが可能になりました。

1・2回目の接種も実施

3回目接種と同時に1・2回目の接種も行っています。希望者は、左記までお

申し込みください。

申問予約専用コールセンター

☎85・5672

接種を希望する人は、接種券が届いたら、予約専用

コールセンターへ電話する

か、予約専用サイトから予

約をしてください。また、

接種日程は、同コールセン

ターまたは同サイトで確認

してください。

「匠瑳市地域公共交通利便増進実施計画(素案)」の意見公募 皆さんの「ご意見」をお寄せください

「匠瑳市地域公共交通利便増進実施計画(素案)」で掲げた公共交通再編の基本的な考え方を踏まえ、

「匠瑳市地域公共交通利便増進実施計画(素案)」を取りまとめましたので、より良い計画とするため意見を募集します。この計画は、市内循環バス路線の再編やデマンド型交通、地域交通利用料助成事業の詳細を示したものです。

意見を募集する期間

2月3日(木)～3月4日(金)

意見を提出できる人

市民、市内の事業者、市内に通勤・通学している人、計画の利害関係者

素案を公表する場所

市ホームページの他、次

の場所の玄関ロビーなどで公表します。

- ①市役所 ②野米総合支所
- ③市民病院 ④市民ふれあいセンター ⑤八日市場公民館

意見の提出方法

「匠瑳市地域公共交通利便増進実施計画(素案)」に対する意見」と明記し、住所・氏名を記入の上、意見箱への投函、メール、ファクス、郵送、持参のいずれかの方法で提出してください。

提出先: 環境生活課(〒289・2198 匠瑳市八日市場ハ793番地2、ファクス72・1116、k-shimin@city.sosa.lg.jp)

提出された意見への対応

募集期間内に提出された意見(住所および氏名の記載が無いものを除く)およびこの意見に対する市の考え方を市ホームページで公表します。なお、意見提出者の公表や意見提出者個人に対する回答は行いません。

環境生活課市民協働班
☎73・0088

防災行政無線戸別受信機の電池交換 停電時に備え電池の確認を

市では、防災行政無線の戸別受信機を各世帯に1台ずつ貸し出しています。貸し出し希望者は総務課(市役所2階)で手続きしてください。なお、2世帯で同一建物に居住する場合、貸し出しは1台のみです。受信機には停電時に使用できるよう電池を入れることができます。電池は液漏れなどがないか定期的に確認し、1年以上経過した場合は交換しましょう。

◆電池交換の手順

- ①電源ランプが赤と緑に交互点滅し、放送終了後にアラーム音が鳴る場合、電池が消耗しています。
- ②電源スイッチを切ります(＝写真1)。
- ③電池のふたを開き、電池を交換します(＝写真2)。
- ④電源スイッチを入れ、電源ランプが緑に点灯していれば正常です。

総務課消防防災班
☎73・0084

2 ふたは右にスライドして開きます。電池は、単1形・単2形・単3形どれでも使用可。同じ種類の電池を2本入れてください。

1 側面に電源スイッチがあります。下にすると切ることができます。



ごみ処理 Q&A

Q 旧「不燃ごみ袋」などの旧指定ごみ袋はまだ使えるの？



A 旧指定ごみ袋(匠瑳市ほか二町環境衛生組合の指定ごみ袋)は引き続き使用できます。新しい分別区分のもと、次の通り使用してください。

- ▶旧「可燃ごみ袋」→新「普通ごみ袋」
- ▶旧「資源ごみ袋」→新「資源ごみ袋」
- ▶旧「不燃ごみ袋」→新「普通ごみ袋」、新「資源ごみ袋」

環境生活課環境班 ☎73-0088